

# 平成29年度事業報告書

## 《 事業活動方針 》

平成27年8月に指定暴力団6代目山口組から分裂した神戸山口組も、昨年4月には再分裂し、任侠山口組が結成され、三つ巴の様相を呈しており先行きが見通せない混沌とした情勢である。

また、暴力団の勢力は、減少の一途をたどっているものの、資金の獲得のため、姿、形を変えてあらゆる業界に介入し、組織の存続を図っている。

このような情勢を背景として、暴力団排除の必要性がこれまで以上に高まっている現在、当県民会議は、県内における暴力団排除活動の中核組織として、暴力団員による不当な行為の防止及び被害の救済等に寄与するため、平成29年度事業計画に基づき、地域・職域の暴力排除組織を始め関係機関・団体との連携を強化して総合的な暴力団追放活動を推進した。

## 《 事業の重点 》

- 1 広報・啓発事業
- 2 地域・職域における暴力団排除活動支援事業
- 3 暴力相談事業
- 4 不当要求防止責任者講習事業
- 5 暴力団からの離脱の支援及び少年被害防止対策事業

### 1 広報・啓発事業

#### (1) 安全なまちづくり愛知県民大会の開催

平成29年10月17日愛知県芸術劇場大ホールにおいて、約1,600人の参加を得て、「平成29年度安全なまちづくり愛知県民大会」を愛知県、警察本部及び防犯協会連合会と合同で開催し、「暴力追放功労者及び団体」として、44団体及び個人30名の表彰を実施するとともに、平成28年11月に全国暴力追放運動中央大会における暴力追放功労者、銀賞、銅賞受賞の披露を行った。

また、愛知県弁護士会民事介入暴力対策委員会の監修による「美人局にご注意、忍び寄る暴力団」と題した暴排寸劇を披露すると共に、アトラクションとして、警察音楽隊によるドリル演奏を行い、県民各層に対し暴力追放を含めた「安全で安心なまちづくり」のための意識の高揚を図った。

## (2) 暴力追放セミナーの開催

平成30年2月9日、名古屋国際会議場センチュリーホールにおいて前年度に引き続きセミナーを開催した。県内各地域、職域から約1,300人の参加を得て、組織犯罪対策局長の基調講演、民暴弁護士によるみかじめ料損害賠償訴訟に関する事例発表、暴力団対策室長と民暴委員長の解説を交えたお笑い芸人2組による暴排漫才、最後にアトラクションとして津軽三味線の演奏を行った。参加者からは、大変な好評を得た。

## (3) 広報資料による普及宣伝活動

各種暴力団排除広報資料、ポスター、カレンダー等を作成し暴力団排除に係る広報、啓発活動に使用した。

○主な広報啓発資料

- |   |           |
|---|-----------|
| ・パンフレット   | 18,000 部  |
| 〔暴力団情勢と対策〕、〔企業対象暴力の現状と対策〕、<br>〔行政対象暴力の現状と対策〕<br>〔暴追・県民会議パンフレット〕 |           |
| ・暴排ポスター   | 3,500 部   |
| ・暴排カレンダー  | 5,000 部   |
| ・機関誌「暴追あいち」51号、52号  | 各 8,000 部 |
| ・その他、暴排広報グッズ（ボールペン）   | 5,000 本   |

## 2 地域・職域における暴力団排除活動支援事業

県下各警察署管内に設置されている暴力追放協議会が実施する暴力団排除活動に積極的に参加するとともに、配付資料、暴排グッズの提供を行った。

また、12協議会に対し活動助成金（合計34万円）を交付した。

## 3 暴力相談事業

### (1) 常設暴力相談の実施

暴力追放相談委員として、48人（民暴弁護士40人、保護司2人、少年指導委員2人、警察官OB4人）を委嘱し、県民会議相談室において面接、電話等により広く県民からの暴力相談を受理し、被害の未然防止及び救済に努めた。（相談受理件数 798件、（前年比+231件）

大幅な増加の要因は、反社属性照会の増加によるものである。

### (2) 暴力団等の情報提供

愛知県暴力団排除条例に規定されている事業者の責務（契約の相手方が

暴力団関係者でないことを確認すること。)を果たす支援策として、平成27年7月から実施している暴力団の検挙情報等の提供は120事業所(昨年対比プラス16事業所)に行っている。

#### **4 不当要求防止責任者講習事業**

愛知県公安委員会からの委託を受けて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に定める事業者が選任した不当要求防止責任者に対する講習を県内各地で39回実施し、4,431人(昨年度対比-704人)が受講した。

うち、国及び地方公共団体の行政機関対象の講習は、7回実施している。

#### **5 暴力団からの離脱の支援及び少年被害防止対策事業**

##### **(1) 社会復帰対策プロジェクトチームの結成**

平成28年2月に16都道府県の各社会復帰対策協議会が協定を締結したことに伴い、愛知県弁護士会民事介入暴力対策委員会の有志及び警察とで構成する社会復帰対策プロジェクトチームを結成し実効ある諸施策の推進にあたった。

##### **(2) 離脱者雇用給付金による暴力団離脱者への就労対策**

暴力団からの離脱者の社会復帰を促進するために、離脱者雇用給付金を周知するとともに雇用受入企業の積極的な募集に努めた。

##### **(3) 離脱者支援金の支給制度の運用**

昨年度に離脱者支援の一環として、当面の所持金の無い者に対し、一定の条件の下で5万円を限度に交通費等の名目で支給できることとしたが、支給事案はなかった。

##### **(4) 青少年の加入阻止**

青少年が暴力団に加入しないよう警察と連携して少年院、少年鑑別所等を訪問し講習会、面談を行った。

また、少年指導委員研修会において暴力団の実態、少年の暴力団からの被害防止等について講話した。

#### **6 暴力団被害救援事業**

##### **(1) 訴訟費用等の無利子貸付**

暴力団員の不当行為等に係る被害の救済等を図るため、「暴力団員を相手側当事者とする民事訴訟等に要する諸経費」について無利子貸付制度の普及・広報に努めた。(無利子貸付なし)

## **(2) 暴力団事務所の排除**

国家公安委員会から適格団体の認定を受けた当県民会議は、指定暴力団等の事務所の付近住民等から当該事務所の使用差止請求の委託を受けたときは、自ら原告となって訴訟を行うこととなったことから、その周知を図った。  
(使用差止請求の委託実績はない。)

## **(3) 被害者見舞金の支給**

暴力団員の不当行為等により、傷害又は財産に対する損害を受けた被害者に対する見舞金制度の普及・広報に努めた。(支給実績はなし)

## **(4) 暴力排除顕彰金の支給**

暴力団からの不当要求を拒絶したり、暴力団の排除活動に積極的に協力し、他の模範となるものに対する顕彰金支給の周知を図った。(該当事案はなし)

# **7 暴力団情報の収集及び暴力団対策の調査研究活動事業**

## **(1) 暴力追放推進委員による情報収集・監視活動**

地域及び職域から暴力追放推進委員として104人を委嘱し、同委員の日常の活動を通じて得られる暴力団に関する各種情報及び暴力団排除活動等に関する意見、要望を汲み上げ各種事業に反映させた。

また、同委員に対し、最近の暴力団の実態等について研修会を行った。

## **(2) 民間情報検索**

民間のビジネスデータベース会社と契約を締結し、暴力団情報と併せ、広く一般情報を収集し、暴力相談その他の業務に多角的に活用している。

# **8 関係機関との連携の強化及び改革の推進事業**

## **(1) 愛知県暴力排除団体連絡会**

職域別に組織されている暴力団排除対策協議会は、「中央新幹線愛知県内建設工事暴力団等排除対策協議会」が新たに加わって26協議会となり、それぞれの協議会において顧問、役員として参画し、実効ある暴力団等排除活動の促進を図った。

また、26協議会で構成する「暴力団等対策連絡協議会」において、各職域における現状、問題点、対策等を協議するとともに情報交換を行った。

## (2) 全国暴力運動推進センター及び各都道府県推進センターとの情報交換

効果的な暴力対策を推進するため、全国暴力運動推進センター及び各都道府県推進センターと緊密な連携をして暴力団情報の交換を行った。

また、中部6県の暴追センターで構成する中部ブロック連絡協議会を開催し、中部地区暴力団情勢等の情報交換を実施した。

## 9 賛助会員の募集、拡大

当県民会議の事業の安定かつ効果的な推進を図るため、暴力追放の趣旨に賛同し、その運営に協力して頂ける個人、団体、企業に対し、賛助会員の募集、拡大を図った。(平成29年度末現在 1,067 会員、 2,816 口)

( +14 会員 、 +202 口)

平成29年度中					
新規	37会員	181口			
増口	52会員	72口	計	253口	増加
減口	3会員	8口			
退会	23会員	43口	計	51口	減少
	14会員	増加		202口	増加

